

# 半田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち介護予防・生活支援サービス事業の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、施行規則及び地域支援事業実施要綱で使用する用語の例による。

## (事業内容)

第3条 市長は、介護予防・生活支援サービス事業（以下「第1号事業」という。）として次に掲げる事業を行うものとする。

（1） 国の基準による訪問型サービス事業（第1号訪問事業のうち、施行規則第140条の63の6第1号に規定する基準に基づくものをいう。以下同じ。）

（2） 市の独自の基準による訪問型サービス事業（第1号訪問事業のうち、施行規則第140条の63の6第2号の規定により市長が別に定める基準に基づくものをいう。以下同じ。）であって、次に掲げるもの

ア 訪問型サービスA介護専門型

イ 訪問型サービスB生活支援型

ウ 訪問型サービスB地域支え合い型

（3） 国の基準による通所型サービス事業（第1号通所事業のうち、施行規則第140条の63の6第1号に規定する基準に基づくものをいう。以下同じ。）

（4） 市の独自の基準による通所型サービス事業（第1号通所事業のうち、施行規則第140条の63の6第2号の規定により市長が別に定める基準に

基づくものをいう。以下同じ。) であって、次に掲げるもの

- ア 通所型サービスA介護専門型
- イ 通所型サービスB地域支え合い型
- ウ 通所型サービスC運動特化型

(5) 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業  
(第1号事業の対象者)

第4条 前条に規定する第1号事業の対象となる者(以下「第1号事業対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第2号に規定する者は、前条第1号及び第3号に掲げる事業の対象とならないものとする。

- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 基本チェックリスト(平成27年厚生労働省告示第197号様式第1。  
以下同じ。)に該当する第1号被保険者(以下「事業対象者」という。)
- (3) 居宅要介護被保険者であって、要介護認定によるサービスを受ける日以前に前二号のいずれかに該当し、前条第2号ウ及び第4号イに規定する第1号事業のサービスを受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第1号事業のサービスを受けるもの

2 事業対象者の基本チェックリスト実施結果の有効期間は、実施日から2年を経過する日の属する月の前月の末日までとする。

(利用の手続)

第5条 第1号事業対象者が、第1号事業の利用を希望するときは、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした第1号事業対象者は、法第115条の46第3項に規定する地域包括支援センターと介護予防ケアマネジメントに関する契約を締結した後に、第1号事業を利用できるものとする。

(第1号事業に要する費用の額)

第6条 次の各号に掲げる第1号事業に要する費用の額は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 国の基準による訪問型サービス事業 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。)に掲げ

る半田市の地域区分に基づく訪問介護の割合に10円を乗じて得た額に、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「令和3年厚生労働省告示第72号の基準」という。）に定める訪問型サービス費の単位数を乗じて得た額

- (2) 市の独自の基準による訪問型サービス事業のうち第3条第2号アに規定する訪問型サービスA介護専門型 単価告示に掲げる半田市の地域区分に基づく訪問介護の割合に10円を乗じて得た額に、別表第1事業の欄に掲げる事業及び同表区分の欄に掲げる区分ごとに定める単位数を乗じて得た額
- (3) 国の基準による通所型サービス事業 単価告示に掲げる半田市の地域区分に基づく通所介護の割合に10円を乗じて得た額に、令和3年厚生労働省告示第72号の基準に定める通所型サービス費の単位数を乗じて得た額
- (4) 市の独自の基準による通所型サービス事業のうち第3条第4号アに規定する通所型サービスA介護専門型 単価告示に掲げる半田市の地域区分に基づく通所介護の割合に10円を乗じて得た額に、別表第1事業の欄に掲げる事業及び同表区分の欄に掲げる区分ごとに定める単位数を乗じて得た額
- (5) 第1号介護予防支援事業 別表第2区分の欄に掲げる区分ごとに同表単位数の欄に定める単位を用いて算定する額

（第1号事業に要する費用及び高額第1号事業費の支給）

第7条 市長は、第1号事業対象者が、次の各号に掲げる事業を利用したときは、第1号事業支給費としてそれぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

- (1) 第3条第1号及び同条第2号アに規定する第1号訪問事業 前条第1号又は第2号に定める費用の額の100分の90（法第59条の2に規定する一定以上の所得を有する者にあっては、100分の80又は100分の70）に相当する額
- (2) 第3条第3号及び同条第4号アに規定する第1号通所事業 前条第3号又は第4号に定める費用の額の100分の90（法第59条の2に規定する一定以上の所得を有する者にあっては、100分の80又は100分の70）に相当する額

2 市長は、第1号事業対象者が受けた第1号訪問事業及び第1号通所事業に要し

た費用の合計額について、法第61条の規定による高額介護予防サービス費の支給及び法第61条の2の規定による高額医療合算介護予防サービス費の支給の例により、高額介護予防サービス費相当額及び高額医療合算介護予防サービス費相当額を支給する。

(支給限度額)

第8条 第4条第1項第2号に該当する事業対象者に支給される額の合計は、別表第1備考3に定める額を超えることができない。

(利用料)

第9条 第3条第1号及び第3号に規定する第1号事業を利用した者は、第6条第1号及び第3号に規定する事業ごとに、当該各号に定める費用の額の100分の10（法第59条の2に規定する一定以上の所得を有する者にあっては、100分の20又は100分の30）に相当する額を当該事業を提供した事業者に支払わなければならない。

- 2 第3条第2号ア及び第4号アに規定する第1号事業を利用した者は、第6条第2号及び第4号に規定する事業ごとに、当該各号に定める費用の額の100分の10（法第59条の2に規定する一定以上の所得を有する者にあっては、100分の20又は100分の30）に相当する額を当該事業を提供した事業者等に支払わなければならない。
- 3 第3条第2号イ及びウ並びに第4号イ及びウに規定する第1号事業を利用した者は、別表第3及び第4までの事業の欄に掲げる事業及び各表区分の欄に掲げる区分ごとに各表利用料欄に定める額を当該事業を提供した事業者等に支払わなければならない。

(指定事業者の基準及び指定)

第10条 法第115条の45の3の事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定等については別に定める。

(事業の委託)

第11条 市長は、第3条第2号イ並びに第4号ウに規定する事業の実施を事業者等に委託することができる。

(委託料)

第12条 総合事業の対象者が、第3条第2号イ及び第4号ウに規定する事業を利

用したときの委託料は、別表第3事業の欄に掲げる事業及び同表区分の欄に掲げる区分ごとに同表委託料欄に定める額とする。

(事業の補助)

第13条 市長は、第3条第2号ウ及び同条第4号イに規定する市民等が自主的に行う介護予防に関する活動に係る費用の全部又は一部について補助をすることができる。この場合において、採択申請、補助金の交付申請、交付決定、実績報告その他の事項については、次条に定めるもののほか、半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱（令和6年4月1日施行）に定める例による。

(補助額)

第14条 前条に規定する補助に係る補助額は、別表第4事業の欄に掲げる事業及び同表区分の欄に掲げる区分ごとに同表補助額欄に定める額とする。

(苦情処理)

第15条 市長は、総合事業の利用者及びその家族からの総合事業に関する苦情等に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情等の内容等を記録するものとする。

3 市長は、総合事業の利用者及びその家族からの苦情等のうち市で対応することができないものについて、その対応を愛知県国民健康保険団体連合会（健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会で、同法第84条第1項の規定により愛知県知事の認可を受けて設立された団体。以下「国保連」という。）に依頼することができる。

4 市長は、第3条第1号から第4号までに掲げる事業の利用者及びその家族からの申立てに基づく事業者に対する調査及び指導助言を国保連に依頼することができる。

5 第1号事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 前項の規定に基づき市長の依頼を受けて国保連が行う調査に協力すること。

(2) 国保連から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

(3) 国保連からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告すること。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。ただし、第3条第2号及び第4号、第6条第2号及び第4号、第7条第1項第1号（第3条第2号アに規定する第1号訪問事業に係る部分に限る。）及び第2号（第3条第4号アに規定する第1号通所事業に係る部分に限る。）、第9条第2項並びに第10条から第14条までの規定は、平成29年4月1日から施行する。

（半田市介護予防通所事業実施要綱の廃止）

- 2 半田市介護予防通所事業実施要綱は、廃止する。

（半田市認知症予防教室事業実施要綱の廃止）

- 3 半田市認知症予防教室事業実施要綱は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この要綱の規定に基づく事業採択申請の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

#### 附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年9月30日の間は、第6条第5号の介護予防ケアマネジメント費について、所定単位数の千分

の千一に相当する単位数（1単位）を算定する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

事業	名称	区分	額（単位数）
市の独自の基準による訪問型サービス事業	訪問A 介護専門型20	法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者が20分以上45分未満の範囲内で提供する訪問型サービス（身体介護を除く。）	1回につき 179単位
	訪問A 介護専門型45	法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者が45分以上提供する訪問型サービス（身体介護を除く。）	1回につき 220単位
	訪問A 介護専門型初回加算	新規に訪問型サービスに係る計画を作成した利用者に対して、初回の訪問型サービスを行った日からその日の属する月の末日までの間に、サービス提供責任者が訪問型サービスを行った場合又は訪問型サービスを行う訪問介護員等にサービス提供責任者が同行した場合に算定する加算	初回のみ 200単位
市の独自の基準による通所型サービス事業	通所A 介護専門型3	法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者が提供する通所型サービスで次の全てに該当するサービス  (1) 所要時間（通所型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、通所型サービス計画に位置付けられた内容の通所型サービスを行うのに要する標準的な時間をいう。以下同じ。）が3時間程度  (2) レクリエーション、機能訓練等、食事、入浴のサービスのうちいずれか  (3) 送迎あり	1回につき 392単位
	通所A 介護専	法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者が提供する通所型サービスで	1回につき 450単位

	門型6	<p>次の全てに該当するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所要時間が3時間以上6時間未満</li> <li>(2) レクリエーション、機能訓練等、食事、入浴のサービスのうちいずれか2つ以上</li> <li>(3) 送迎あり</li> </ul>	
--	-----	--	--

## 備考

- 1 国の基準による訪問型サービス及び訪問型サービスA介護専門型を組み合わせて利用することはできない。
- 2 国の基準による通所型サービス及び通所型サービスA介護専門型を組み合わせて利用することはできない。
- 3 訪問型サービスA介護専門型及び通所型サービスA介護専門型のみを利用する場合、サービスに要する費用の合計単位は、次に掲げる対象者ごとに定める単位をそれぞれ超えることができない。
  - (1) 要支援2の利用者 1月につき6, 440単位
  - (2) 要支援1の利用者及び事業対象者 1月につき3, 760単位

別表第2（第6条関係）

区分	単位数	算定概要
介護予防ケアマネジメント	1月につき 442単位	3か月に1回モニタリング・6か月に1回評価を実施
介護予防ケアマネジメント初回加算	1月につき 300単位	新規に介護予防ケアマネジメントの介護予防サービス計画を作成する場合に加算
介護予防ケアマネジメント委託連携加算	委託開始月のみ1人1回を限度 300単位	介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合に加算
簡易型ケアマネジメント	1月につき 332単位	3か月に1回モニタリング・3か月に1回評価を実施
簡易型ケアマネジメント初回加算	1月につき 300単位	新規に簡易型ケアマネジメントの介護予防サービス計画を作成する場合に加算
初回のみケアマネジメント	1回につき 221単位	概ね1年に1回のモニタリング・評価を実施

別表第3（第9条、第12条関係）

事業	名称	区分	委託料	利用料
市の独自の基準による訪問型サービス事業	訪問B 生活支援 型 20	法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者又は市の指定する研修を修了した者が20分未満の範囲内で提供する訪問型サービス（身体介護を除く。）	1回につき 400円	1回につき 100円
	訪問B 生活支援 型 45	法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者又は市の指定する研修を修了した者が20分以上45分未満の範囲内で提供する訪問型サービス（身体介護を除く。）	1回につき 850円	1回につき 150円
	訪問B 生活支援 型 60	法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者又は市の指定する研修を修了した者が45分以上60分未満の範囲内で提供する訪問型サービス（身体介護を除く。）	1回につき 1,300円	1回につき 200円
通所型サービス事業	通所C 運動特化 型	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等の専門職により行われる日常生活機能の維持・改善のためのプログラム ※6か月の短期間で実施	1回につき 送迎なしの場合2,383円、 送迎ありの場合2,475円	1回につき 送迎なしの場合265円、 送迎ありの場合275円

別表第4（第9条、第14条関係）

事業	名称	区分	補助額	利用料
訪問型サービス事業 市の独自の基準による	訪問B 地域支え合い型	家具移動、草刈り、電球交換等のちょっとした困りごとの支援で、ボランティアグループ等による不定期又は一時的な訪問型サービス（上限4時間）	1時間につき 400円	1時間につき 100円
		立ち上げ支援補助 (立ち上げ初年度のみ)	1団体 年 30,000 円	
市の独自の基準による通所型サービス事業	通所B 地域支え合い型	高齢者が徒歩圏内で通えて自由に滞在できる 自主的な通いの場でボランティア等が年20回行う体操、運動等の活動を行うサービス	年間の事業対象者の延べ利用者数が5割以上の場合  年間の要支援者の延べ利用者数（以下「要支援者延べ利用者数」という。）が10人以上20人未満の場合  要支援者延べ利用者数が20人以上40人未満の場合	年額36,000円  年額48,000円  年額72,000円
			要支援者延べ利用者数が40人以上60人未満の場合	年額96,000円
				事業所等の設定による額

		要支援者延べ利 用者数が 60 人 以上 80 人未満 の場合	年額 108, 000 円	
		要支援者延べ利 用者数が 80 人 以上の場合	年額 120, 000 円	
		立ち上げ支援補助 (立ち上げ初年度のみ)	1 団体 年 30,000 円	
		施設利用補助	1 团体 年 36,000 円	